

# 収益事業を行っていない 公益法人等に対する法人市民税の減免の取扱について

浅 口 市

浅口市は、収益事業を行わない一部の公益法人等に対する減免制度の拡充を行いました。  
対象となるのは、平成 26 年 3 月 31 日以後に事業年度を終了する公益法人等となります。

## 1. 減免の対象となる公益法人等

- ・収益事業を行わない公益社団法人又は公益財団法人
- ・収益事業を行わない非営利型の一般社団法人又は一般財団法人
- ・収益事業を行わない認可地縁団体
- ・収益事業を行わない特定非営利活動法人

### ※収益事業とは

次の表に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）で、継続して事業場を設けて営まれるものを言います。

1.物品販売業	2.不動産販売業	3.金銭貸付業	4.物品貸付業	5.不動産貸付業
6.製造業	7.通信業	8.運送業	9.倉庫業	10.請負業
11.印刷業	12.出版業	13.写真業	14.席貸業	15.旅館業
16.料理飲食店業	17.周旋業	18.代理業	19.仲立業	20.問屋業
21.鉱業	22.土石採取業	23.浴場業	24.理容業	25.美容業
26.興行業	27.遊技所業	28.遊覧所業	29.医療保健業	30.技芸教授業
31.駐車場業	32.信用保証業	33.無体財産権提供業	34.労働者派遣業	

浅口市では、収益事業に該当非該当の基準は、法人税（国税）の判定を基にして取り扱っています。該当するかどうかの確認については、税務署にお問合せください。

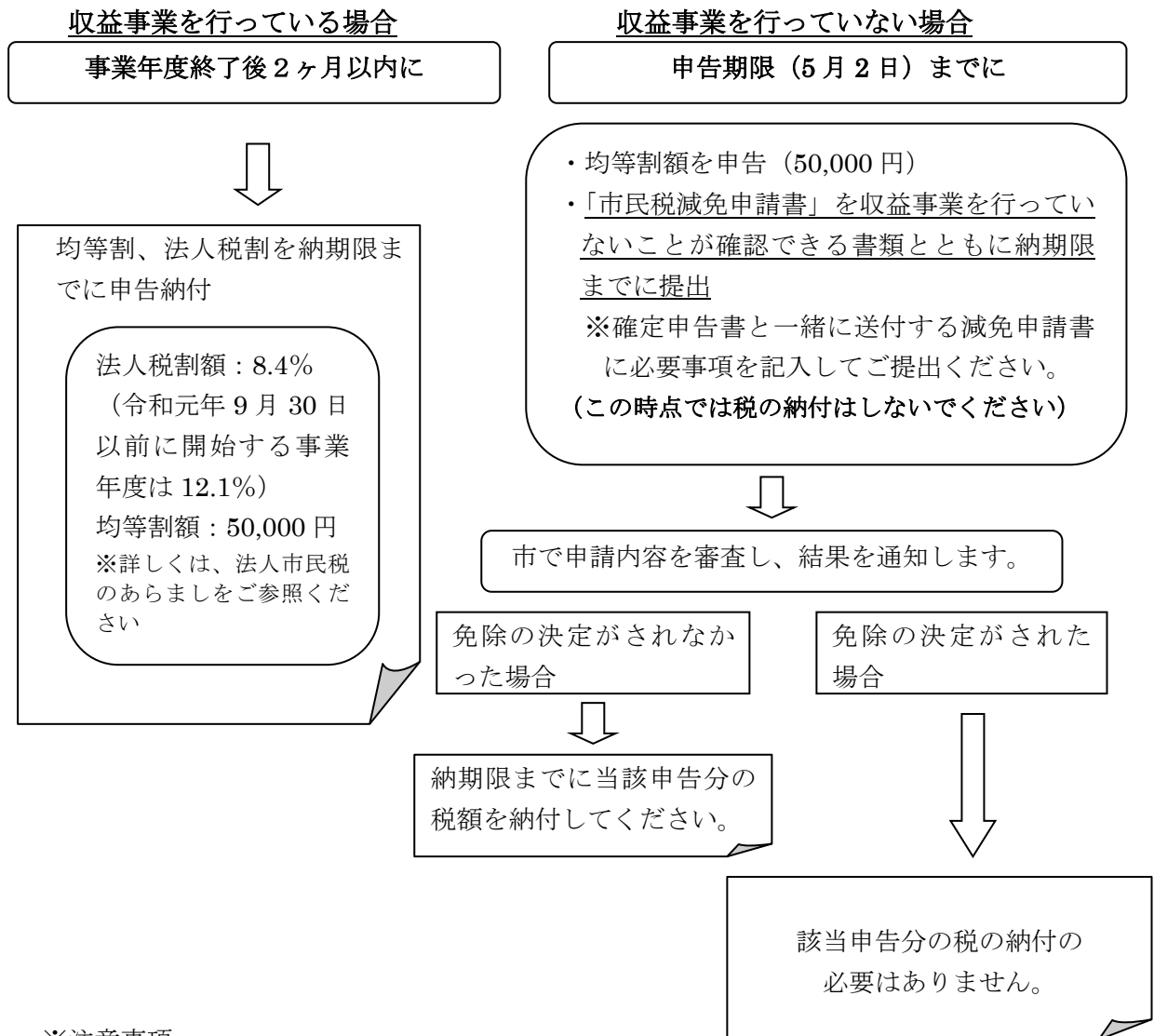
## 2. 減免の対象となる法人市民税

平成 26 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間）以降の法人市民税均等割

## 3. 法人市民税の申告と減免手続き

毎年法人市民税確定申告書と併せて「市民税減免申請書」を提出することにより、その当該年度分の法人市民税課税免除の適用を受けることができます

#### 4. 法人市民税の申告の手続きの流れ



#### ※注意事項

- ① 納期限までに減免申請書の提出がない場合は、免除ができませんのでご注意ください。
- ② 免除対象として申請する税額をあらかじめ納付してしまった場合、その税は免除対象とならず、還付もできませんので、ご注意ください。

#### 5. その他の注意事項

- ① 免除決定がされた後にその要件を満たしていないことが判明した場合には、減免決定は取り消されます。
- ② 事業年度の途中における収益事業の開始又は廃止を理由とする一部免除は適用されません。当該事業年度に係る法人市民税均等割額の全額を納付する義務があります。
- ③ 減免申請は毎年行う必要があります。

このお知らせに関する問い合わせ先  
浅口市役所税務課 法人市民税担当  
TEL0865-44-9040 FAX 0865-44-5771